

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(四件)	(障害福祉課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業の完了	(同)	四
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(二件)	(同)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(復興・危機管理総務課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(デジタルみやぎ推進課)	六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	六

公安委員会

○少年指導委員の委嘱

告 示

八

○宮城県告示第二百九十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地一	令和三年四月一日	令和六年三月三十一日

○宮城県告示第二百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県啓佑学園の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十六日次のとおり委託した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県第二啓佑学園の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十六日次のとおり委託した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、宮城県船形の郷の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十六日次のとおり委託した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、宮城県七ツ森希望の家の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十六日次のとおり委託した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇六一〇〇三五	ガンバ 白石市東町二丁目二	放課後等デイサービス	社会福祉法人 白石陽光園	令和三年四月一日

○四五〇七〇〇四七一

児童発達支援・放課後等デイサービス

名取市増田二丁目一

番十一号グリーン

ハイツ一〇一号室

児童発達支援

放課後等デイサービス

株式会社ひよこのみらい

令和三年四月一日

○四五〇七〇〇四八九

放課後等デイサービス

名取市増田一丁目十

三番一号

児童発達支援

放課後等デイサービス

株式会社ひよこのみらい

令和三年四月一日

○四五〇七〇〇四九七

放課後等デイサービス

名取市小山二丁目十

番十九号

児童発達支援

放課後等デイサービス

株式会社ひよこのみらい

令和三年四月一日

○四五〇七〇〇三四一

放課後等デイサービス

岩沼市松ヶ丘一丁目

一番地九

児童発達支援

放課後等デイサービス

株式会社ひよこのみらい

令和三年四月一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇二一〇一八二	ドリムハウス 石巻市築山二丁目十 番三十四号	児童発達支援 保育所等訪問支 援	株式会社エヌ ・イー・エス	令和三年三月 三十一日
○四五〇七〇〇三五六	びっぴ名取 三番一 三番一 三番一 号	放課後等デイサービス	特定非営利活 動法人ひよこ 会	令和三年三月 三十一日

○宮城県告示第二百九十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四五二四〇五一六〇	放課後等デイサービス さんらいず 巨理郡山元町山寺字 北坪路一二番地六十 三	児童発達支援 放課後等デイサービス	一般社団法人 さんらいず	令和三年四月 一日
○四五二四〇五二〇〇	放課後等デイサービス さんらいず 岩沼市館下三丁目二 番六号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社ひよこのみらい	令和三年四月 一日
○四五二四〇五二〇〇	放課後等デイサービス さんらいず 岩沼市松ヶ丘一丁目 一番地九	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社ひよこのみらい	令和三年四月 一日
○四五二四〇五二〇〇	放課後等デイサービス さんらいず 名取市小山二丁目十 番十九号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社ひよこのみらい	令和三年四月 一日
○四五二四〇五二〇〇	放課後等デイサービス さんらいず 名取市増田一丁目十 三番一号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社ひよこのみらい	令和三年四月 一日

○四五〇七〇〇三九八	えりる 名取市小山二丁目十 番十九号	放課後等デイサ ービス	株式会社ひよ こホールデイ ンクス	令和三年三月 三十一日
○四五〇七〇〇四三〇	ひよこのおんぶ 名取市増田二丁目一 番十一号 グレース ハイタワー〇一	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	株式会社ひよ こホールデイ ンクス	令和三年三月 三十一日
○四五一一〇〇二七五	児童発達支援・放課 後等デイサービス すてっぶ 岩沼市館下三丁目二 番六号	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人ひよこ 会	令和三年三月 三十一日
○四五一一〇〇三〇九	放課後等デイサービ ス びつび岩沼 岩沼市松ヶ丘一丁目 十一番九号	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人ひよこ 会	令和三年三月 三十一日

○宮城県告示第二百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一〇〇三五七	アゼストケアサービ ス 岩沼市相の原三丁目 一番三十三号	重度訪問介護	アゼスト株式 会社	令和三年四月 一日
○四一一二〇〇七一〇	レボス 登米市中田町上沼字 大柳百十七番地二	生活介護	社会福祉法人 恵泉会	令和三年四月 一日
○四一二七〇〇七四二	ありく大和 黒川郡大和町もみじ ヶ丘一丁目三十三番 地十	居宅介護 重度訪問介護	合同会社あり く	令和三年四月 一日
○四三三二二〇二八四	一般相談支援事業所 かすみ草 柴田郡柴田町船岡土 手内三丁目十四番二 十三号	地域移行支援 地域定着支援	株式会社 かすみ草	令和三年三月 一日

○宮城県告示第三百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届
出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇八〇〇二九九	ショートステイみな み 角田市角田字南九十 三番地一	短期入所 福祉サービスの種類	一般社団法人 共生型支援セ ンター	令和二年十月 一日
○四一一五〇〇一一九	大崎市社会福祉協議 会 鹿島台ヘルパス テーション 大崎市鹿島台大迫字 石竹八十一番地二十 四 鹿島台大迫福祉セ ンター内	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	令和三年三月 三十一日
○四二〇八〇〇〇七〇	グループホームみな み 角田市角田字南九十 三番地一	共同生活援助	一般社団法人 共生型支援セ ンター	令和三年三月 一日

○宮城県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮古関地区土地改
良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和三年四月二日から令和三年五月六日まで
- 三 縦覧場所
川崎町役場

○宮城県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営小沢地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
令和三年四月二日から令和三年五月六日まで

三 縦覧場所
川崎町役場

○宮城県告示第三百三三号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
上福田	農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）	令和三年一月二十日

○宮城県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
石巻市真野字小島前四五番地先から 同市真野字小島前無番地先まで		前 敷地の幅員 (メートル)	後 敷地の延長 (メートル)
前	五・八 一四・七	後	八・一 二〇・二
後	一五三・四	前	一五三・四

○宮城県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
石巻市真野字小山五六番五地先から 同市真野字小萩山五四番四地先まで		前 敷地の幅員 (メートル)	後 敷地の延長 (メートル)
前	五・〇 七四・〇	後	五・〇 七四・〇
後	六、三九七・〇	前	六、一八〇・四

○宮城県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	六・四 五五・五	四・五 三七・〇	五、七五〇・四
石巻市雄勝町雄勝字原三七番六地先から 同市雄勝町雄勝字原三二番三地先まで				

○宮城県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、令和三年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市真野字小島前四五番地先から 同市真野字小島前無番地先まで	令和三年 四月二日

○宮城県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、令和三年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市真野字内原一五二番地先から 同市真野字小萩山五四番九六地先まで	令和三年 四月二日

○宮城県告示第三百九号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年三月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二日

宮城県北部地方振興事務所
所長 千葉 幸太郎

○宮城県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二日

宮城県東部地方振興事務所
所長 小林 一裕

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和三年一月三十一日	八木 登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 復興・危機管理総務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年三月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青葉区一番町二丁目九番一号
- 五 落札金額 二億四千四百五十万円（税抜き）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 個人番号利用事務系ネットワーク専用パソコン等
再貸借借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年三月五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 e m i y a g i 個人番号利用事務系ネット
ワーク企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 契約金額 九千三百八十七万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令
第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
遠田郡涌谷町字小谷地四百五十番一、四百五十
地域一、四百五十二番一、四百五十三番一

遠田郡涌谷町字桜町裏十七番地
有限会社氏家農場

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年四月二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 X線光電子分光装置の購入 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和四年二月二十八日（月）

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター二階 耐食試験室（R1205）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であ
ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ
る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て
をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第
一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可
の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお
従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく
更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ
の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい
れかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和三年四月十五日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年四月十二日(月)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年四月十二日(月)午前九時から令和三年四月十五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年四月十五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年四月二十日(火)午前九時から令和三年四月二十二日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年四月二十二日(木)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年四月二十三日(金)午前十時 宮城県庁庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : X-ray Spectroscopy System (1 set)
 - 2 Deadline for Delivery : February 28, 2022 (Mon.)
 - 3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government, Corrosion Resistance Experiment Room (R-205)
 - 4 Deadline for Bid : April 22, 2021 (Thurs), 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact Person : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第35号
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を令和3年4月1日付けで、次のとおり委嘱した。
 令和3年4月2日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

氏名	連絡先	活動区域
鈴木 宏 宣	仙台市青葉区五橋一丁目3番19号 宮城県仙台中央警察署生活安全課 022-222-7171	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域